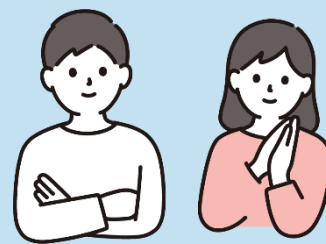


＼令和８年度から提出書類が追加されます／ 自営業を証明する書類について



令和８年度の放課後児童クラブ利用受付から、保護者の「保育を必要とする理由」が就労、なおかつ保護者本人が自営業主・フリーランス等の場合、就労証明書とあわせて以下の書類の提出が必要となりました。

あわせて、雇用の形態が“自営業専従者”家族従業者“（就労証明書 No.5）の方も、以下の書類の提出が必要となります。

■現在、自営業を営んでいる場合

①については従来通り記入、あわせて②開業の確認、③事業の実態確認をさせていただきます。

- ① 就労証明書
- ② 開業届、営業許可証、登記事項証明書の複写のうちいずれか１点
- ③ 直近の確定申告の写しまたは請負契約書、請求書、納品書、売上伝票など自営業の実態が確認できるものいずれか１点

内職等で業務委託先が固定であり、委託先が就労証明書を記入することが可能な場合は、委託先から証明を受けた就労証明書を証明可能です。

■これから開業する場合

放課後児童クラブの利用はできません。

■自営業専従者・家族従事者の場合

書類①は不要ですが、②開業の確認、③事業の実態確認をさせていただきます。

自営業主となる方の

- ②開業届、営業許可証、登記事項証明書の複写のうちいずれか１点
- ③直近の確定申告の写しまたは請負契約書、請求書、納品書、売上伝票など自営業の実態が確認できるものいずれか１点

不明な点があれば、以下までお問い合わせください。

問い合わせ先：小豆島町こども教育課 ☎0879-82-7014